

令和8年1月29日

各位

笠岡市長 栗尾 典子
(担当:商工観光課)

『笠岡市民生活応援商品券』配付事業 商品券の取扱加盟店（特定事業者）登録の募集について

平素より本市の商工業振興及び地域経済の活性化に多大なる御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、この度、本市が国の「重点支援地方交付金」を活用し、食料品価格等の物価高騰の影響を受けている市民の生活費負担の軽減と地域経済の下支えを図るため、『笠岡市民生活応援商品券』（使用期限付き）を発行し、市民の皆様へ配付することとなりました。本市では笠岡商工会議所の会員以外の事業者の皆さんに御案内しております。（笠岡商工会議所の会員事業者の皆さんについては、笠岡商工会議所に加盟店募集の委託をしており、笠岡商工会議所から皆さんに御案内をしております。）

この事業の加盟店になっていただくには、今回の商品券を利用できる店舗として特定事業者の登録が必要になりますので、御希望される場合は別紙の特定事業者登録申請書と換金時に使用する通帳の写しを添付のうえ、令和8年2月13日（金）までに笠岡市商工観光課の窓口まで御持参いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

<笠岡市民生活応援商品券配付事業の実施概要>

- ・配付対象者
令和8年2月1日において本市の住民基本台帳に登録されている者
- ・配付方法
世帯主宛に3月中旬から順次発送予定
- ・配付額面
対象者1人につき10,000円分（1,000円券×10枚綴り）
- ・使用期間
令和8年3月15日（日）から令和8年9月30日（水）まで
- ・換金期間
令和8年4月1日（水）から令和8年10月30日（金）まで
※市内金融機関（JA、郵便局を除く）において換金します。
- ・使用条件
使用時に釣銭は出ませんので御留意ください。
詳細につきましては別紙「笠岡市民生活応援商品券配付事業 特定事業者募集要項」を御参照ください。